

第31回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年12月25日 15時00分開会～16時40分閉会

2. 開催場所 市民会館1階 第1会議室

3. 出欠状況（出席委員15名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席
2番		姉崎 敏一	出席
3番		橋本 佳文	出席 議事録署名員
4番		中島 和彦	出席 議事録署名員
5番		大岩 則子	出席
6番		小山内 洋美	出席
7番		工藤 伸一	出席
8番		坂本 孝之	出席
9番		西野 和文	出席
10番		平野 貴史	出席
11番		寺澤 順一	出席
12番		中村 孝之	出席
13番		田中 浩巳	出席
14番		澤永 英樹	出席
15番	会長	西口 雅樹	出席

4. 協議事項

報告第1号 委員会業務報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 現地目証明願について

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

議案第5号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長 西中 紀和
	次長 市川 忠志
	主査 松野 優一
	大高 慶寛
	瀬川 和也

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 31 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会長： 皆さん、こんにちは。

今年も残すところあと数日となりました。1年間、本当にお疲れ様でした。
農業委員会を代表しまして、日頃より格別のご理解とご協力を賜りましたことに、改めて感謝申し上げます。

この 1 年、それぞれに様々な出来事があったことと思いますが、概ね、作物の状況は良好であったのではないかと感じております。その一方で、「昨年に比べると…」と前置きが必要な作物もあり、また天候も変化が見られる中で、今後どのように推移していくのか注視していく必要があります。それに加え、皆さんの不断の努力もますます重要になっていくと考えております。

さて、11 月 27 日には東京で開催された全国農業委員会会長代表者集会に参加してまいりました。北海道からは約 80 名が参加し、農林水産大臣や北海道選出の国會議員の皆様に対し、さまざまな要望をお伝えしてきました。

代表者集会では、今後の農業に関する要望として、大枠 5 件、詳細 22 件の要望を提出いたしました。また、申合せ決議としては議案 2 件、大枠 6 件、詳細 24 件を提出しております。これらがどのような形で実現していくのか、しっかりと見守っていく必要があると考えております。ぜひとも実現に向けて進んでほしいと願っております。

本日多くの議案がございます。委員の皆様には、慎重なご審議のうえ、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

事務局長： ありがとうございました。

恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これから議事進行に

については、会長にお願いしたいと思います。

会長： それでは、日程1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
3番橋本委員、4番中島委員を指名します。よろしくお願ひいたします。
続きまして、日程2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程」についてご説明申し上げます。お手元の議案書表紙裏面の「日程表」をご覧ください。
本日ご提案いたします案件の概要につきまして、以下のとおりご説明いたします。本日の案件は、報告案件が2件、議案案件が5件となっております。
まず、報告案件についてあります。
日程3 報告第1号は、令和7年11月26日から令和7年12月24日までの委員会業務報告です。
日程4 報告第2号は、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、3件
続いて、議案案件についてあります。
日程5 議案第1号は、現地目証明願について、1件
日程6 議案第2号は、農地法第18条第6項の規定による通知について、12件
日程7 議案第3号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件
日程8 議案第4号は、農用地利用集積等促進計画について、69件
日程9 議案第5号は、(公財)北海道農業公社による買入協議要請について、4件
以上、議事の概要について、簡単ではございますがご説明いたしました。
何卒、ご審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

会長： 只今、事務局より説明がありました。このとおり取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第1号 委員会業務報告について

会長： 日程3 報告第1号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。

令和7年11月26日から令和7年12月24までの委員会業務報告となります。

11月26日 第30回恵庭市農業委員会総会

11月27日 令和7年度 全国農業委員会会長代表者集会

11月28日 農用地利用調整会議

12月1日 農用地利用調整会議

12月4日 農用地利用調整会議

12月8日 農用地利用調整会議

12月9日 東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

12月10日 農用地利用調整会議

12月16日 農地法第3条聞き取り調査・現地調査

12月16日 恵庭市議会 第4回定例会（最終日）

12月19日 石狩地方農業委員会連合会道内研修

12月22日 第9回常設審議委員会

以上、委員会業務報告とさせていただきます。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長： 日程4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明願います。

事務局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

このことについて、下記のとおり届出があつたので報告いたします。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田と畠面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和6年8月1日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和7年11月17日に届出されております。

番号2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田と畠、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和7年1月13日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は、[REDACTED]さん、令和7年12月1日届出されております。

番号3、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と畠と雑種地、現況、田と畠、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和7年9月26日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和7年11月13日に届出されております。

以上、3件の届出がありましたので報告いたします。

会長：只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員：異議なし。

会長：ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 現地目証明願について

会長：日程5 議案第1号「現地目証明願について」事務局より説明願います。

事務局：議案第1号「現地目証明願について」、このことについて、下記のとおり申請があつたので証明してよろしいか伺います。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畠、申請、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m²、利用状況、更地、所有者、証明願出者共に、[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査は、令和7年12月16日に西口会長、小寺代行、平野委員と事務局にて実施しております。

場所につきましては、地図番号1番、[REDACTED]の斜線の土地となります。

以上、1件の申請について、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ

ます。

会長：只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員：異議なし。

会長：ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長：日程6 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
事務局より説明願います。

事務局：議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
農地法第18条第6項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の
成立状況の確認を求めます。

番号1番、2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]m²、貸
主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED]
[REDACTED]が借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED]
から[REDACTED]でしたが[REDACTED]に合意解約が成立し
ています。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号3番、4番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田と畠、面積、[REDACTED]
[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、道央農業振興公社を仲介
し、[REDACTED]の[REDACTED]が借りていたものでございます。契約期間は、
[REDACTED]から[REDACTED]でしたが[REDACTED]に
合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号5番、6番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]m²、貸
主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが
借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED]から[REDACTED]
[REDACTED]でしたが[REDACTED]に合意解約が成立しています。解約
理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号7番、8番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]
[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、道央農業振興公社を仲介
し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED]

[REDACTED]から[REDACTED]でしたが[REDACTED]に合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号 9 番、10 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畠、面積、[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED]から[REDACTED]でしたが[REDACTED]に合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号 11 番、12 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED]から[REDACTED]でしたが[REDACTED]に合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

以上、12 件についてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

会長： 日程 7 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があつたので意見を問う。

番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に畠、面積、[REDACTED]m²、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作面積、[REDACTED]、理由、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、耕作面積、[REDACTED]理由、[REDACTED]、権利区分、[REDACTED]、価格 10 a 当たり [REDACTED]円、総額 [REDACTED]万円。

場所につきましては、地図番号 2 番、[REDACTED]の斜線の土

地となります。本案件の売買価格ですが、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]ですが、双方の合意を確認いたしました。

以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長： 続いて、この案件については聞き取り調査を実施しております。
委員長の工藤委員から説明をお願いします。

工藤委員： 当委員会の取り決めであります、農地法第3条許可申請に伴う聞き取り調査の報告をいたします。

12月16日、譲受人であります、[REDACTED]の[REDACTED]
[REDACTED]の代表者に出席をいただき、聞き取り調査を行いました。聞き取り調査に当たっては、[REDACTED]の経営地の確認、取得理由、譲渡価格、今後の営農計画などを確認いたしその他、他の委員からも特に異議がなく、聞き取り調査を終了したことを報告いたします。

以上です。

会長： 只今、事務局から説明と委員長からの報告がありました。何かご質問ございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

会長： 日程8 議案第4号「農用地利用集積等促進計画について」であります
が、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、該
当委員の案件の際は、退席を願いますので、ご了承ください。

案件番号5番と6番は、61番と62番は、[REDACTED]の案件となります

で、[REDACTED]は退席願います。

それでは、案件番号 5 番と 6 番、61 番と 62 番について、事務局から説明願います。

事務局： 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画について」

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、恵庭市等が作成した農用地利用集積等促進計画案のうち、中間管理事業に係る意見ならびに売買等事業に係る計画策定要請についての決定を求めます。

番号 5 番、6 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]m²、利用移転の種類、賃貸借、利用権移転の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 5 番、[REDACTED]と[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 61 番、62 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の種類、売買、所有権移転の内容、転作田、引渡終期、[REDACTED]さんから北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から[REDACTED]さんへは、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 33 番、[REDACTED]と[REDACTED]の斜線の土地となります。

以上、利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項第 2 号並びに 3 号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

会長： 只今、事務局から説明がありました。案件番号 61 番、62 番については、農用地利用調整会議を開催しております。

番号 61 番、62 番について、澤永委員より報告願います。

澤永委員： 11月21日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員・農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アール当たり、[REDACTED]円の価格を提示し、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただ

きました。

以上、報告とさせていただきます。

会長： 只今、事務局から説明と委員長からの報告がありました。何かご質問ございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

続いて、案件番号 27 番から 30 番は、[REDACTED] の案件となりますので、
[REDACTED] は退席願います。

それでは、案件番号 27 番から 30 番について、事務局から説明願います。

事務局： 番号 27 番、28 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、
北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] 、
所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]
[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 16 番、[REDACTED]、[REDACTED]
の斜線の土地となります。

番号 29 番、30 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、
北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] 、
所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED] m²、利用
権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 17 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土
地となります。

以上、利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第
18 条第 5 項第 2 号並びに 3 号の規定等要件を満たしている農業経営者で
ございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長： 只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

それでは、残りの案件について事務局より説明願います。

事務局： 中間管理事業（賃貸借）です。

番号 1 番、2 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 3 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 3 番、4 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 4 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 7 番、8 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED]、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 6 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 9 番、10 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 7 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 11 番、12 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 8 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 13 番、14 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] [REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畠、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、普通畠、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 9 番、[REDACTED] [REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 15 番、16 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畠、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、普通畠、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 10 番、[REDACTED]、[REDACTED] 南 22 号沿いの斜線の土地となります。

番号 17 番、18 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畠、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、普通畠、利用権の終期は、[REDACTED] [REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 11 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 19 番、20 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畠、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、普通畠、利用権の終期は、[REDACTED] [REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 12 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 21 番、22 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畠、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畠、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 13 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 23 番、24 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]

さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、
[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 14 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土
地となります。

番号 25 番、26 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北
海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]
さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、
面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終
期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 15 番、[REDACTED]、[REDACTED]
の斜線の土地となります。

番号 31 番、32 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北
海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]
さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田
と畠、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、普通畠、
利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 18 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜
線の土地となります。

番号 33 番、34 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北
海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]
さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面
積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期
は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 19 番、[REDACTED]
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 35 番、36 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北
海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]
さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面
積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期
は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 20 番、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 37 番、38 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、
北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]
さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、
面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期

は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 21 番、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 39 番、40 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、
北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]
さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、
[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、
[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 22 番、[REDACTED] で [REDACTED]
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 41 番、42 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北
海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]
さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畠、面
積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、普通畠、利用権の終期は、
[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 23 番、[REDACTED]
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 43 番、44 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北
海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土
地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]
m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、
[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 24 番、[REDACTED] の斜線の土
地となります。

番号 45 番、46 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北
海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、
土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、
[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、
[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 25 番、[REDACTED]、[REDACTED] の
斜線の土地となります。

番号 47 番、48 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北
海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]
さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、
[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、
[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 26 番、[REDACTED] の斜線の土

地となります。

番号 49 番、50 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 27 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。

続きまして、売買等事業（即売りタイプ）です。

番号 51 番、52 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、田、畠、雑種地、宅地、現況、田、畠、雑種地、面積、[REDACTED] m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、転作田、普通畠、耕作道、引渡時期、[REDACTED] から北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から [REDACTED] さんへは、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 28 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 53 番、54 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、普通田、引渡時期、[REDACTED] から北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から [REDACTED] さんへは、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 29 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 55 番、56 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、田、畠、雑種地、現況、田、畠、面積、[REDACTED] m²、所有権移転の種類、売買、所有権移転の内容、転作田、普通畠、引渡時期、[REDACTED] から北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から [REDACTED] さんへは、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 30 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 57 番、58 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m²、所有権移転の種類

は、売買、所有権移転の内容、転作田、引渡時期、[REDACTED]さんから北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から[REDACTED]さんへは、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 31 番の 1、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] の斜線の土地と地図番号 31 番の 2、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 59 番、60 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED] [REDACTED]、地目、公簿、畠、宅地、現況、畠、面積、[REDACTED] m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、普通田、引渡時期、[REDACTED] さんから北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から[REDACTED] さんへは、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 32 番、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 63 番、64 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]、土地の所在、[REDACTED] [REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畠、面積、[REDACTED] [REDACTED] m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、普通畠、引渡時期、[REDACTED] から北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から[REDACTED] さんへは、[REDACTED] [REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 34 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 65 番、66 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED]、土地の所在、[REDACTED] [REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畠、面積、[REDACTED] [REDACTED] m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、普通畠、引渡時期、[REDACTED] から北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から[REDACTED] さんへは、[REDACTED] [REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 35 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 67 番、68 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED] [REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] [REDACTED] m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、転作田、引渡時期、[REDACTED] さんから北海道農業公社へは、[REDACTED]、北海道農業公社から

████████さんへは、████████。

場所につきましては、地図番号 36 番、████████、████████の斜線の土地となります。

次は売買等事業（貸付タイプ）です。

番号 69 番、所有権の移転をする者、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者、████の████さん、土地の所在、████、地目、公簿、現況共に、田、面積、████m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、転作田、引渡時期、████。

場所につきましては、地図番号 37 番、████████、████████の斜線の土地となります。

利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項第 2 号並びに 3 号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長： 只今、事務局から説明がありました。案件番号 51 番から 68 番については、農用地利用調整会議を開催しております。

初めに、番号 51 番から 58 番について、平野委員、次に、番号 59 番から 60 番について、澤永委員、続いて、番号 63 番から 66 番について、工藤委員、最後に、番号 67 番から 68 番について、小寺代行より報告願います。

平野委員： 初めに、番号 51 番、52 番について、報告させていただきます。

11月28日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員・農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アール当たり、田・畑が █████円、農道が █████円の価格を提示し、総額 █████円で双方の同意をいただきました。

次に、番号 53 番、54 番について報告させていただきます。

11月28日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員・農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アール当たり、████円の価格を提示し、総額 █████円で双方の同意をいただきました。

続いて、番号 55 番、56 番について、報告させていただきます。

12月10日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員・農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アール当たり、[REDACTED]円の価格を提示し、

総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。

最後に、番号57番、58番について報告させていただきます。

12月10日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員・農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アール当たり [REDACTED]円と [REDACTED]円の価格を提示し、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。

澤永委員：番号59番、60番について報告させていただきます。

12月4日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員・農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アール当たり、[REDACTED]円の価格を提示し、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。

工藤委員：番号63番から66番について、報告させていただきます。

12月8日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員・農協理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、いずれも10アール当たり、[REDACTED]円の価格を提示し、

[REDACTED]さんの農地は、総額 [REDACTED]円、[REDACTED]さんの農地は、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。

小寺代行：番号67番、68番について報告させていただきます。

12月8日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員・農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アール当たり、[REDACTED]円の価格を提示し、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。

会長： 只今、事務局から説明と各委員長からの報告がありました。何かご質問ございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第5号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

会長： 日程9 議案第5号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第5号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」、このことについて、農業経営基盤強化促進法第21条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る斡旋の申出があった農用地について、同法第22条第1項に基づき要請することについて、下記のとおり決定を求めます。

こちらは、(公財)北海道農業公社による買入の案件になります。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]m²、申出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、令和7年11月28日申出となります。場所につきましては、地図番号38番、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]の斜線の土地となります。

番号2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田と畠、面積、[REDACTED]m²、申出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、令和7年12月10日申出となります。

場所につきましては、地図番号39番、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号3、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に畠、面積、[REDACTED]m²、申出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、令和7年12月8日申出となります。場所につきましては、地図番号40番、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号4、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、畠、面積、[REDACTED]m²、申出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、令和7年12月1日申出となります。

場所につきましては、地図番号41番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

以上、4件の案件について、ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

会長：只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各委員：異議なし。

会長：ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

これで、本日付議されました案件は、全て終了いたしました。

その他、全体を通して、何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各委員：意見なし。

会長：これをもちまして、第31回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長

議事録署名委員 3番委員

議事録署名委員 4番委員